

令和7年度 吹田市自殺対策推進庁内会議 実務担当者会議(概要)

(令和7年10月27日開催)

第2次吹田市自殺対策計画における各室課の取組状況

【基本施策1 地域におけるネットワークの強化】

- 地域保健課
吹田市自殺対策推進庁内会議、吹田市自殺対策推進関係機関連絡会議(警察・消防・医療機関)、吹田市自殺対策推進高校・大学連絡会等を開催し、地域におけるネットワークの強化を図っている。

【基本施策2 自殺対策を支える人材の育成】

- 教育センター
R7年度は市内高校・大学の職員向けゲートキーパー研修に、市内小中学校の教員も参加できるようにする等、教職員の研修機会を増やし、人材育成に取り組んだ。(地域保健課と共催)
市内全小中学校での「いじめ予防授業」の取組みに加え、各校に配置している心理士と学校との連携により、SOSの出し方・受け止め方に関する教育を推進し、自己肯定感を高める教育に取り組んでいる。
- 学校教育室
子どもサポートチーム事業として、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、校長OBが個別の課題について指導助言を行っている。
- 人事室
市職員向けゲートキーパー研修を実施。主に相談窓口となりうる担当部署に参加を呼びかけ、多数の参加があった。(地域保健課と共催)
- 地域保健課
自殺対策を支える人材育成として、ゲートキーパー研修等の企画や、支援困難なケースのコンサルテーションを行っている。
- 危機管理室
大規模災害における被災者の心のケア推進や災害時に被災された方への支援について研修を開催。災害時に対応できる人材の育成に取り組んでいる。
- 障がい福祉室
令和4年度からこころサポーター養成講座を開催。市民を対象に、家族や同僚など身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を学べる講座として実施している。

【基本施策3 市民への啓発と周知】

- 地域保健課
自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせてロビー展示やSNS等による情報発信を行っている。

【基本施策4 生きることの促進要因への支援】

- 子育て政策室
居場所づくりの推進として、児童会館運営事業や子ども食堂等への支援を行っている。
「子どもの貧困に関する幹事会」を開催し、次世代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右され

ないよう、貧困の解消及び連鎖を断ち切るための体制整備を図っている。

- 子育て給付課
母子、父子自立支援員及び就業支援専門員を配置し、ひとり親家庭の生活上の悩み等について、ひとり親家庭の相談事業を実施。思い詰めたような方がいた場合は、必要な関係機関に繋いでいる。
- 家庭児童相談室
子ども見守り家庭訪問事業では、4か月の乳児を持つ家庭へ民生・児童委員と全戸訪問を実施。会えない家庭には、家庭児童相談室の職員が訪問し、必要に応じて支援に繋げている。
- 教育センター
不登校児童・生徒支援事業として、教育センター内に「あるくの森」を設置。社会的自立を目標にしている。
ヤングケアラーに関する相談にも応じている。
- 学校教育室
一人1台支給されている学習端末を利用し、アプリを使って声に出しにくい児童の悩みを把握している。(令和6年度対応件数17,000件)。
また、校内教育支援教室を全校実施。専任の居場所サポーターを市内20校に配置し、居場所を提供している。
- 青少年室
0歳から39歳までの子ども、若者を対象に相談業務や居場所づくりを実施。
また、市内各大学や私立も含めて高校を訪問し、連携強化に努めている。
不登校の課題を抱える児童向けに、さわやか元気キャンプも開催している。
- 社会福祉協議会
コミュニティソーシャルワーカーを設置し、地域ボランティアとともに相談業務や居場所づくりを実施。
令和7年度から、月1回不登校児童や保護者対象にフリースペース「ゆるつな」を開催。
その他、認知症や高次脳機能障害家族交流会を実施し、家族が孤立しないよう支援している他、貸付事業や経済的・物的支援等も行っている。
- 市民総務室
多重債務相談や消費者相談事業を実施。
窓口で思い詰めたような相談があった場合は、今後連携していく。
- 男女共同参画センター
市民講座や相談事業、女性の法律相談等を実施。
男性の電話相談(月2回)では、年間約300件の相談がある。
緊急性がある場合は、ストップDVステーションや警察と連携して対応している。
- すこやか親子室
産後うつ病の母親への支援として、アンケートを実施。EPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)の結果リスクの高い方、自殺企図のある方には精神科への受診勧奨や訪問看護の利用促進を図っている。
- 人権政策室
令和7年度も人権推進事業(パートナーシップ宣誓証明制度)を実施。
多様な性の在り方について認識してもらい、生きづらさを感じないようになれば、結果的に自殺の減少に繋がると考えている。当事者の方からは、まだ堂々と宣誓できる時代は来ていないが今後認められる社会になればよいと聞いている。
- 障がい福祉室
障がい者相談支援センター(市内6か所)と連携し、相談業務にあたっている。
本人やその世帯の困りごとに応じて、障がい福祉サービスに繋げている。
- 生活福祉室
生活保護の受給者以外の生活困窮家庭に対しても、住居確保、就労支援等を行っている。
また、無料の学習支援教室を開催し、貧困の世代間連鎖が続かないように支援している。

- 警防救急室

救急搬送件数は23,401件(過去最多)。

自損行為 164 件(既遂者、未遂者含む)。女性が男性より若干多い。未遂者は 10 歳代、20 歳代が多く、次いで 40 歳代、50 歳代となっている。薬物中毒は 20 歳代が多い。

消防が対応後、既遂、未遂ともに警察と連携している。

【自殺対策基本法改正に伴う子供・若者への支援の充実について】

- 学校教育室

法改正に伴う取組ではないが、日頃からデジタル健康観察などのツールが相談のきっかけとして機能するよう取組の充実を図っている。

- 教育センター

出張教育相談の回数が増えたことで、学校に派遣されたスクールカウンセラーに児童が相談しやすくなり、身近な大人に相談できる機会が増えている。

- 地域保健課

第2次計画では、子供・若者の生きづらさの軽減や自己肯定感をいかに育むかを重点課題としている。引き続き、教育部門や児童部門など様々な関係室課と連携しながら自殺対策の充実を図っていききたい。